羽生都市計画道路の変更 (羽生市決定)

都市計画道路3・1・25羽生駅東口駅前交通広場を次のように追加する。

種別	名称		位置			区域	構造				
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の 数	幅員	地表式の 区間に ける 鉄 変 表 の 構造	備考
幹線街路	3 • 1 • 25	羽生駅 東口駅 前交通 広場	羽生市中央1丁目	羽生市中央1丁目	羽生市中央1丁目	約50m	地表式	ı	約72m ~ 81m	幹線街路 と平面交 差1箇所	面積 約4, 200㎡

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由: 埼玉県が定めた「県管理の停車場線と駅前広場の都市計画の取扱いについて」に基づき、埼玉県 決定の都市計画道路3・4・3駅前大通線から分離し、新たに羽生市決定として、3・1・25羽 生駅東口駅前交通広場を定めるものです。